

5	建設課	令和3年度犀川左岸(下安原南処理分区)下水道管築造工事(8工区)	94,576,900	R4.4.1~ R4.11.30	R4.5.18~ R5.3.24
6	市営住宅課	緑住宅D6棟解体工事	128,893,600	R4.6.14~ R4.12.14	R4.8.9~ R5.3.24
7	教育総務課	港中学校校舎南面及び西面外壁改修工事	53,183,900	R4.6.27~ R4.11.15	R4.8.9~ R5.3.24
8	スポーツ振興課	額谷ふれあい体育館屋根等改修工事	48,057,288	R4.8.25~ R4.11.16	R4.10.12~ R5.3.24
9	道路建設課	大浦千木町線大浦高架橋新設工事(海側下部工)	101,180,200	R4.3.25~ R5.1.18	R4.5.18~ R5.3.24
10	歴史都市推進課	辰巳用水修景整備工事(3工区)	36,185,600	R4.7.6~ R5.1.31	R4.9.5~ R5.3.24
11	水処理課	汚泥共同処理施設焼却炉設備等定期修繕工事	92,400,000	R4.10.20~ R5.1.26	R4.12.13~ R5.3.24

2 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、久保洋子、秋島太、野本正人、下沢広伸

以下、監査委員の退任及び就任は、次のとおりである。

・野本正人、下沢広伸は、令和4年6月17日に退任し、代わって同月21日に久保洋子、秋島太が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を現地監査した。

4 監査の結果

工事の設計、施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年4月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月22日
- (2) 措置を講じた局等 総務局税務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成29年4月11日(平成29年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・入湯客数の把握について 意見(77ページ)</p> <p>特別徴収義務者に対する現地調査を行い、入湯税に係る帳簿と、会計帳簿との突き合わせにより、申告内容の正確性を検証する必要がある。</p>	<p>令和3年6月から令和5年1月に特別徴収義務者に対する現地調査を順次実施し、入湯税に係る帳簿と会計帳簿との突き合わせを行った。</p> <p>今後も定期的に現地調査を行い、申告内容の正確性を検証していく。</p>

<p>・特別徴収義務者の把握について 意見 (78ページ)</p> <p>特別徴収義務者等に対して、分かりやすく丁寧に制度を周知するとともに、実態調査を適宜実施するなど、申告漏れを防ぐための対策を講じる必要がある。</p>	<p>令和3年度から特別徴収義務者等に対して、制度をわかりやすく記載したチラシの配布にあわせて説明を行うとともに、実態調査を毎年実施することにより申告漏れを防ぐ対策を講じた。</p>
---	---

◎正 誤

○令和4年12月28日付け金沢市公報号外32号の2

頁	箇 所	誤	正
4	下から3行目	第1条	第2条